

武蔵野市競争入札参加者心得

(目的)

第1条 この心得は、武蔵野市（以下「市」という。）が行う一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者が守らなければならない事項を定めることを目的とする。

(資格確認及び指名の取消し)

第2条 一般競争入札に参加する資格があると確認された者又は指名競争入札の参加者に指名された者（以下「入札参加者」という。）は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明した場合は、直ちに届け出なければならない。

2 前項の規定に該当する者に対して行った一般競争入札参加資格の確認又は指名競争入札の参加者の指名は、市において特別の理由がある場合を除くほか、これを取り消す。

第3条 入札参加者が次の各号のいずれかに該当する場合、又はこれに該当する者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用した場合は、当該資格確認又は指名を取り消す。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。
- (6) (1)から(5)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (7) 入札参加者若しくは入札参加者の役員等が暴力団関係者であるとき又は暴力団関係者が参加者の経営に実質的に関与しているとき。
- (8) 入札参加者又は入札参加者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。

- (9) 入札参加者又は入札参加者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与しているとき。
- (10) 入札参加者又は入札参加者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (11) 入札参加者又は入札参加者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどの行為をしているとき。

第4条 入札参加者について、経営、資産及び信用の状況の変動により、契約の履行がなされない恐れがあると認められる事態が発生したときは、当該資格確認又は指名を取り消すことがある。

(入札保証金)

第5条 入札参加者は、その見積もる契約金額（単価による入札については契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。）の100分の3以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部の納付を要しない。

- (1) 入札参加者が、保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 一般競争入札の公示（以下「公示」という。）又は指名競争入札の参加者の指名の通知（以下「指名通知」という。）において、入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(入札保証金の納付に代わる担保)

第6条 前条の規定による入札保証金の納付は、次の表の左欄に掲げる担保（以下「代用担保」という。）の提供によりこれに代えることができる。この場合において、当該担保の価値は、担保の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に定めるところによる。

担保の種類	担保の価値
国債及び地方債	政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件（明治41年勅令第287号）の例による金額
銀行、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債権（以下「金融債」という。）	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の8割に相当する金額

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し又は支払保証をした小切手	小切手金額
銀行等が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形	手形金額（その手形の満期の月が当該手形を提供した日の1月後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額）
銀行等に対する定期預金	当該債権証書に記載された債権金額
銀行等の支払保証	その保証する金額

2 入札参加者は、国債、地方債及び金融債を入札保証金に代わる担保として提供する場合において、当該担保が記名証券であるときは売却承諾書及び白紙委任状を添付しなければならない。

3 入札参加者は、定期預金債権を入札保証金に代わる担保として提供する場合は、当該債権に質権を設定し、当該債権に係る債務者である銀行等の承諾を証する確定日付のある書面を提出しなければならない。

4 入札参加者は、銀行等の支払保証を入札保証金に代わる担保として提供する場合は、当該保証を証する書面を提出しなければならない。

（入札保証保険証券の提出）

第7条 入札参加者は、第5条第1号により入札保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合は、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出しなければならない。

（入札保証金等の納付方法）

第8条 入札保証金は、市の発行する納付書により、納付しなければならない。

2 入札保証金の納付に代えて代用担保を提供する場合は、契約担当者の指示に従うものとする。

（入札の基本的事項）

第9条 入札参加者は、市から提示された図面、仕様書、内訳書及び契約書案その他契約締結に必要な条件を検討のうえ、入札しなければならない。

2 図面、仕様書及び内訳書等に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が提示された書面等の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は脱落を理由として契約締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。

3 第1項の入札は、総価により行わなければならない。ただし、公示又は指名通知において単価によるべきことを指示された場合は、それに従うものとする。

(入札の辞退)

第10条 入札参加者は、入札時まで、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者が入札を辞退するときは、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 入札前の場合は、その旨の書面を契約担当者に直接持参するか郵送するものとする。

(2) 入札中の場合は、その旨を入札書に記載し入札箱に投入するものとする。ただし、別に指示された場合は、それに従うものとする。

(3) 入札が電子入札システムにより行う入札(以下「電子入札」という。)の場合は、入札締切日時までに、電子入札システムにより辞退届を送信するものとする。

3 入札を辞退した者が、それを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

(公正な入札の確保)

第11条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、入札前に他の入札参加者をさぐる行為をしてはならない。

4 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

5 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者の入札価格を聞きだす行為をしてはならない。

(誓約書の提出)

第12条 入札参加者は、競争入札が次の各号のいずれかに該当する場合は、

公正な入札を行う旨の誓約書及び暴力団等排除に関する誓約書を提出しなければならない。

(1) 工事の請負の競争入札で設計金額が3,000万円以上のとき

(2) 委託等の競争入札で設計金額が2,000万円以上のとき

(入札)

第13条 入札参加者は、入札書に必要な事項を記載し、記名押印（あらかじめ届け出た印鑑に限る。）のうえ、あらかじめ公示又は指名通知において示された日時及び場所において、契約担当者の指示により入札箱に投入しなければならない。ただし、別に指示された場合は、それに従うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、電子入札においては、電子入札システムの入札書（以下「電子入札書」という。）に必要な事項を入力し、あらかじめ公示又は指名通知において示された入札締切日時までに電子入札システムにより提出しなければならない。

3 第1項の入札は、代理人に行わせることができる。この場合においては、当該代理人をして入札前に委任状を提出させなければならない。

4 入札参加者は、市が積算内訳書（電磁的記録を含む。以下同じ。）の提出を求めたときは、その指示するところにより積算内訳書を提出しなければならない。

(入札書の書換え等の禁止)

第14条 入札者は、その提出した入札書（電子入札書を含む。）の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の中止等)

第15条 次の各号のいずれかの事由に該当するときは、入札を中断又は中止することがある。

(1) 天災

(2) 広域的又は地域的停電

(3) 電子入札システムの障害

(4) 入札参加者が、独占禁止法の規定に抵触する行為を行った恐れがあるとき等、入札を公正に執行することが困難であると認められるとき

(5) 前各号に掲げるもののほか、やむを得ない事由があると認められるとき。

(開札)

第16条 開札は、入札の終了後、直ちに、当該入札場所において入札者を立ち合わせて行う。

2 前項の規定にかかわらず、電子入札の開札は、あらかじめ指定した日

時及び場所において、当該入札事務に携わっていない市職員の立ち会いのもとに行う。

（入札の無効）

第17条 次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する資格がない者のした入札
- (2) 所定の日時までに、所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (3) 電子入札書が、入札締切日時までに、電子入札システムのサーバーに到達していない入札。
- (4) 予定価格を事前に公表して行った入札において、予定価格を超える金額でした入札
- (5) 入札書の記載事項が不明な入札
- (6) 入札書に記名又は押印がない入札
- (7) 電子入札書に記載すべき事項、記名又は押印に相当する電磁的記録のない入札。
- (8) 同一事項の入札について2通以上の入札書を提出した者の入札
- (9) 他人の代理人を兼ねた者、又は2人以上の代理をした者の入札
- (10) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- (11) 一定の金額で価格を表示していない入札
- (12) 同一の入札書に2件以上の入札事項を連記した入札
- (13) 電子入札システムの画面上に示された文字種、文字数、記入例その他の指定に従わないで入力した入札
- (14) 電子入札システムにおいて、入力が必要な項目を入力せず、又は不要な項目を入力した入札
- (15) 電子入札システムの不正利用又は電子証明書の不正使用により行った入札
- (16) 明らかに連合によると認められる入札
- (17) 前各号のほか、特に指定した事項に違反した者の行った入札

（落札者）

第18条 工事及び物品の買入れその他市の支出の原因となる契約については、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とする。ただし、工事又は製造の請負の場合においては、次条及び第20条の定めるところにより予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格で入札をした者以外の者を落札者としてすることがある。

2 物品の売払いその他市の収入の原因となる契約については、予定価格の制限の範囲内で最高の価格で入札をした者を落札者とする。

（最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合）

第19条 工事又は製造の請負の競争入札の場合において、市が予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札をした者の当該入札に係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認めたとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適當であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした他の者のうち、最低の価格で入札をした者を落札者とすることがある。

（最低制限価格の設定）

第20条 工事又は製造の請負の競争入札の場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格により入札をした者のうち最低の価格で入札をした者を落札者とする。

（再度の入札）

第21条 開札時、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（前条の規定により最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき。）は、直ちに再度の入札を行う。

2 前項の再度の入札の回数は、一般競争入札及び工事希望制指名競争入札のときは2回以内、指名競争入札のときは1回以内とする。ただし、再度の入札に参加することができる者がいないとき及び予定価格を事前に公表して行った入札については、再度入札は行わない。

3 再度の入札に参加することができる者は、その前回の入札に参加した者のうち、当該入札が第17条の規定により無効とされなかった者及び最低制限価格以上の価格で入札した者に限る。

4 第1項の規定にかかわらず、電子入札において再度の入札を行うときは、入札書の締切日時及び開札場所等を速やかに入札参加者に通知する。

（再度入札の入札保証金）

第22条 前条の規定により再度の入札をする場合は、初度の入札に対する入札保証金の納付（代用担保の提供を含む。）により再度の入札における入札保証金の納付があつたものとみなす。

（くじによる落札者の決定）

第23条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき

は、これに代わって当該入札事務に携わっていない市職員がくじを引く。

- 3 第1項の規定にかかわらず、電子入札において落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者が電子入札書作成時に入力したくじ番号によるくじで落札者を決定する。

(入札の結果)

第24条 開札時、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がいないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に知らせる。

- 2 電子入札案件において落札者があるときは、第1項の規定にかかわらず、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がいないときはその旨を、電子入札システムにより入札参加者に通知する。

(契約書の作成)

第25条 落札者は、遅滞なく契約書を作成し、記名押印のうえ、契約担当者に提出しなければならない。ただし、公示又は指名通知において契約書を作成する期間を指示された場合は、それに従うものとする。

- 2 前項ただし書の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことがある。
- 3 市は、契約書の提出があったときは、市長が当該契約書に記名押印し、その一部を落札者に返付する。
- 4 第1項本文及び前項の規定にかかわらず、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、市及び落札者が電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名（以下「電子署名」という。）の措置を講ずるときは、第1項本文の規定による提出及び前項の規定による返付を行ったものとみなす。

(契約の確定)

第26条 市長と落札者の双方が、契約書に記名押印したとき又は契約内容を記録した電磁的記録に電子署名の措置を講じたときに当該契約は確定する。

- 2 契約期間の始期までに前項に規定する記名押印又は電子署名の措置を講ずることができない場合における当該始期から契約確定時までに行われる行為の取扱いについては、市長と落札者の双方が当該始期までに協議して定めるものとする。

(入札保証金等の返還)

第27条 入札保証金（代用担保を含む。以下本条において同じ。）は、落札者に対しては契約保証金の納付後（代用担保が提供される場合は当該担保の提供後）、その他の者に対しては落札者の決定後返還する。

2 前項の規定にかかわらず、契約保証金の全部を納めないこととした場合は、契約の確定後、入札保証金を返還する。ただし、落札者以外の者に対しては、この限りでない。

（入札保証金に対する利息）

第28条 入札保証金に対しては、その受入期間について利息を付けない。

（入札保証金の没収）

第29条 入札保証金を納付した場合において、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金（代用担保を含む。）は、市に帰属する。

（契約保証金）

第30条 落札者は、契約金額（単価による契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。）の100分の10以上の契約保証金を契約書の提出前に納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、その全部又は一部の納付を要しない。

(1) 落札者が、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき、又は落札者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(2) 物品の売払契約で、売払代金が既納されるとき。

(3) 公示又は指名通知において、その全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

（契約保証金に代わる担保等についての入札保証金の規定の準用）

第31条 第6条及び第28条の規定は、契約保証金について準用する。

2 契約保証金の納付は、前項の規定によるほか、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証による証書の提出によりこれに代えることができる。

（履行保証保険証券等の提出）

第32条 落札者は、市を被保険者とする履行保証保険契約又は公共工事履行保証契約を締結して契約保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該契約に係る履行保証保険証券又は公共工事履行保証証券を提出しなければならない。

（契約保証金の納付方法）

第33条 契約保証金は、市の発行する納付書により、契約書の提出前に納付しなければならない。

（利札の還付）

第34条 利札付債券を契約保証金の納付に代えて担保として提供した者

は、当該担保の提供後において利払期日が到来した利札の還付を請求することができる。

（議会の議決を経なければならない契約）

第35条 工事又は製造の請負で予定価格が1億5,000万円（物品の買入れは2,000万円）以上の契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月武蔵野市条例第11号）の定めるところにより、武蔵野市議会の議決を経たうえ、契約を確定させる。

（前金払の対象）

第36条 公共工事等の前金払は、工事の請負、設計又は測量の委託で、契約金額が200万円を超えるものについて行う。

（前金払の率等）

第37条 前金払の率及び額は、次に定めるとおりとする。

- (1) 工事の請負契約は、契約金額の4割以内（10万円未満の端数は切り捨てる。）で入札条件に示す率とし、2億円を限度に支払うものとする。
- (2) 工事の設計又は測量の委託契約は、契約金額の3割以内（10万円未満の端数は切り捨てる。）で入札条件に示す率とし、5,000万円を限度に支払うものとする。

（翌年度以降にわたる工事等の特例等）

第38条 前払金は、翌年度以後にわたる工事等についても、原則として、初年度に支払うものとするが、債務負担行為を伴う工事等については、前払金の全部又は一部を翌年度開始後に支払うことがある。

（前払金の請求）

第39条 前払金を請求しようとするときは、保証事業会社と当該工期を保証期間とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を市に提出しなければならない。

（前払金に関する特約条項）

第40条 前4条に定めるもののほか、前金払については、入札条件及び特約条項に定めるところによる。

（中間前金払の対象）

第41条 公共工事の中間前金払は、前金払を行ったものについて行う。ただし、部分払を受ける場合は、中間前金払を受けることはできない。

（中間前金払の率等）

第42条 中間前金払の率及び額は、契約金額の2割以内（10万円未満の端

数は切り捨てる。)で入札条件に示す率とし、1億円を限度に支払うものとする。

(中間前金払に係る認定)

第43条 中間前金払は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしたと認められる場合において支払うものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該公共工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該公共工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(翌年度以降にわたる工事等の特例等)

第44条 中間前払金は、翌年度以後にわたる工事等についても、原則として、前条各号の要件を満たした年度に支払うものとするが、債務負担行為を伴う工事等については、中間前払金の全部又は一部を翌年度開始後に支払うことがある。

(中間前金払についての前金払の規定の準用)

第45条 第39条の規定は、中間前払金について準用する。

(中間前払金に関する特約条項)

第46条 前4条に定めるもののほか、中間前金払については、入札条件及び特約条項に定めるところによる。

(異議の申立)

第47条 入札をした者は、入札後、この心得、図面、仕様書及び契約書案その他契約締結に必要な条件等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第48条 この心得に明記のない事項及び解釈については、契約担当者の指示による。

- 2 第1条に規定する競争入札のほか、市が行う見積合わせについてこの心得の規定を準用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この心得は、平成23年1月4日から施行する。

(武蔵野市工事請負等競争入札参加者心得の廃止)

- 2 武蔵野市工事請負等競争入札参加者心得(平成7年4月1日実施)は、廃止する。

付 則

1 この心得は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

1 この心得は、令和7年10月1日から施行する。

2 改正後の第36条の規定は、この心得の施行の日以後に契約締結依頼書又は契約締結伺書を作成する契約について適用し、同日前に契約締結依頼書又は契約締結伺書を作成した契約については、なお従前の例による。